

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和2年7月1日～令和2年7月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者	
1	JIS	制定		建築用安全ガラスの振り子 衝撃試験方法	Glass in building – Pendulum impact testing and classification of safety glass	この規格は、建築用に使用する平面ガラスに対して、人が衝突したときのガラスの破壊性状を判定するための試験方法について規定する。この規格の試験方法は、加撃体を振り子状に落下させてガラスへ衝突させることで、人がガラスに衝突する状況を模擬している。ガラスが破壊することで人体への傷害を軽減する能力を、ガラスの破壊の形態及び落下高さで分類する。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語と定義 4. 試験の要求事項 5. 試験方法 6. 分類 7. 試験報告書		ISO 29584:2015, Glass in building – Pendulum impact testing and classification of safety glass(MOD)	板硝子協会	一般財団法人日 本規格協会
2	JIS	制定		樹脂製建具のメタルハライド ランプによる促進耐候性試験 方法	Accelerated weathering test method for pvc windows by using metal halide lamp	この規格は、無可塑ポリ塩化ビニル製建具(以下、PVC製建具)を対象としたメタルハライドランプによる促進耐候性試験方法について規定する。 なお、PVC製建具には、PVC表面をアクリル系樹脂で覆ったものを含む。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 試験方法 ―促進劣化試験に係る事項 5. 試験体 6. 評価 7. 報告 付属書:試験体の図例記載例		(無)	一般社団法人日 本サッシ協会	一般財団法人日 本規格協会
3	JIS	制定		十字形試験片を用いる金属 板材の二軸引張試験方法	Biaxial tensile testing method using a cruciform test piece	この規格は、一枚の金属板材から切り出した、板厚が均一な十字形試験片(以下、試験片という。)に、その直交する2本の中心線と平行に直交二方向の引張力を負荷し、金属板材の二軸応力下での応力-ひずみ曲線を測定する方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・試験片 ・試験方法 ・二軸引張応力-ひずみ曲線の決定 ・試験報告		ISO 16842:2014, Metallic materials – Sheet and strip – Biaxial tensile testing method using a cruciform test piece(MOD)	一般財団法人大 阪科学技術セン ター	一般財団法人日 本規格協会
4	JIS	制定		電気音響―オクターブバンド 及び1/10オクターブバンド フィルタ(分析器)―第1部:仕 様	Electroacoustics – Octave-band and fractional-octave- band filters – Part 1: Specifications	1.1この規格は、アナログフィルタ、標準化データフィルタ及びディジタルフィルタによるバンドパスフィルタに関する性能要求事項について規定する。フィルタの相対減衰特性の通過帯域の幅は、帯域幅の全ての周波数で、厳密中心周波数に対して定比である。この規格の要求事項に適合する機器は、任意の数のバンドパスフィルタを備えていて、いかなる周波数範囲であってもその測定範囲とすることが可能である。 1.2フィルタの性能要求事項には、クラス1及びクラス2の二つのクラスがある。一般に、クラス1及びクラス2のフィルタの仕様は、同じ設計目標をもち、主に受容限度値及び動作温度範囲が異なる。クラス2の受容限度値は、クラス1の受容限度値よりも大きい。測定の不確かさの最大許容値も規定する。 1.3オクターブ周波数比及び中心周波数は、10のべき乗による設計に対して性能要求事項を規定する。 1.4この規格の性能要求事項に適合するバンドパスフィルタは、様々な測定システムの一部であっても、スペクトルアナライザなど特定の機器の構成要素であってもよい。 1.5この規格は、フィルタの動作に対して環境条件の範囲を規定する。環境条件の範囲は、フィルタを含む機器が管理された環境で動作するように設計されているか、又はより一般的に現場で動作するように設計されているかによって異なる。 1.6この要求事項に適合するバンドパスフィルタは、例えば、間欠的又は定常的な時間変動の信号、広帯域又は離散的な周波数をもつ信号、長い継続時間又は短い継続時間の信号という、様々な信号に対するスペクトル情報を提供する能力をもつ。	主な規定項目は、次のとおり。 なお、本規格をJISCxxxx-1として制定した後は、JISCxxxx-2/-3を制定し、3部制とする予定である。 1適用範囲 2引用規格 3用語及び定義 4基準環境条件 5性能の仕様 6表記 7取扱説明書		IEC 61260-1:2014, Electroacoustics – Octave- band and fractional-octave- band filters – Part 1: Specifications(IDT)	公益社団法人日 本騒音制御工学 会	一般財団法人日 本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和2年7月1日～令和2年7月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
5	JIS	制定		機器用スイッチー第1ー1部：機械式スイッチの要求事項	Switches for appliances—Part 1-1: Requirements for mechanical switches	この規格の適用範囲は、JIS C 4526-1の箇条1(適用範囲)によるほか、次による。 この規格は、JIS C 4526-1の通則と併せて機械式スイッチング素子について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般要求事項 5 試験に関する一般情報 6 定格 7 分類 8 表示及び文書 9 感電に対する保護 10 接地接続の手段 11 端子及び端子部 12 構造 13 機構 14 固形異物、水の浸入及び高温状態に対する保護 15 絶縁抵抗及び耐電圧 16 温度上昇 17 耐久性 18 機械的強度 19 ねじ、通電部品及び接続 20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング 21 耐火性 22 耐食性 23 スwitchの異常動作及び故障状態 24 スwitchの構成部品 25 EMC要求事項		IEC 61058-1-1:2016, Switches for appliances—Part 1-1: Requirements for mechanical switches(IDT)	一般社団法人日本電気制御機器工業会	一般財団法人日本規格協会
6	JIS	改正	A4111	太陽熱温水器	Solar water heater	この規格は、主として戸建住宅の給湯に用いる地盤面からの高さが10 m以下に設置される自然循環形太陽熱温水器(以下、温水器という。))について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格(箇条2) 材料追加に伴い引用規格を追加する。 ・用語及び定義(箇条3) くみ置形温水器の内容について必要性を含めて検討する。 ・種類及び各部の名称(箇条4) くみ置形の記述を見直すとともに、水道直結式製品の構造による区分を再検討する。 ・材料(箇条5) 透過体を使用する材料を追加する。 ・性能(箇条7)・試験(箇条9) 試験条件となる日射量、試験結果となる集熱量の数値を整理し、従来のkcalからの換算値として記述されていたものをkJを前提とした数値に置き換える。 ・表示(箇条12) 製品仕様としての基本的な項目である集熱部総面積を記載項目として追加する。		(無)	一般社団法人ソーラーシステム振興協会	一般財団法人日本規格協会
7	JIS	改正	A4113	太陽蓄熱槽	Solar storage tanks	この規格は、大気圧における沸点を超えない液体を蓄熱媒体とした、熱エネルギーを顕熱として貯蔵するソーラーシステム用直接蓄熱形、間接蓄熱形などの密閉形太陽蓄熱槽(以下、蓄熱槽という。))について規定する。この規格は、潜熱を利用する蓄熱媒体を用いる蓄熱槽には適用しない。 この規格で規定する蓄熱槽は、給湯用及び暖房用に用いる蓄熱タンク容量が1 000 L以下のものとし、補助熱源装置を蓄熱槽に一体となって組み込んだものを含む。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類及び各部の名称(箇条4) 4.1蓄熱槽の種類なかで、補助熱源の有無による区分名称について、「補助熱源内蔵形」を補助熱源一体形とし、「補助熱源別置形」を「補助熱源分離形」とする。 ・附属書B(参考)を規定化する。		(無)	一般社団法人ソーラーシステム振興協会	一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	A5556	工業用ステープル	Staples	この規格は、主としてラシ留め用、建築、家具、木工、こん包などに用いる工業用ステープル(以下、ステープルという。))について規定する。ただし、ステープルの先端形状並びにステープルの連結に用いる接着材料及び連結方法については、規定しない。	主な改正点は、次のとおり。 箇条8.2.1 引用されている「JIS G 4309の9.1.1」を「8.1.1」へ変更する。 箇条8.3.3 引用されている「JIS Z 2371の箇条5」を「7.3」へ変更する。 箇条8.3.4及び箇条8.4 引用されている「JIS Z 2371の箇条11(試験装置の再現性の評価方法)」を「箇条6(腐食性に関わる装置の再現性の検証方法)」へ変更する。		(無)	日本自動釘打機ステープル工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和2年7月1日～令和2年7月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者	
9	JIS	改正	C1736-1	計器用変成器(電力需給用) ―第1部: 一般仕様	instrument transformers for metering service ― Part 1: General measuring instrument	この規格は、商用周波数において、電力量計、無効電力量計又は最大 需要電力計と組み合わせて使用する電力需給用の計器用変成器につ いて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・定格負担(5.6)従来の大きな定格負担を見直し、電子式計器の普及を踏 まえ、小さな定格負担の値を追加する。 ・確度階級(5.5)より高精度な変成器を規定するため、新たな確度階級を 追加する。 ・合成誤差(6.6)新たな確度階級に対応した合成誤差の限度値を規定す る。		(無)	一般社団法人日 本電機工業会	一般財団法人日 本規格協会
10	JIS	改正	C1736-2	計器用変成器(電力需給用) ―第2部: 取引又は証明用	instrument transformers for metering service ― Part 2: Measuring instruments used in transaction or certification	この規格は、取引又は証明における計量に用いる最大需要電力計、電 力量計又は無効電力量計と組み合わせて用いる電力需給用の計器用 変成器について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・合成誤差(5.9)より高精度な変成器を規定するため、新たな確度階級を 追加する。 ・耐電圧(6.2) JISC1736-1との差異を解消するため、試験電圧・試験時間 を見直す。 ・公差(7.1)より高精度な変成器を規定するため、新たな確度階級を追加 する。		(無)	一般社団法人日 本電機工業会	一般財団法人日 本規格協会
11	JIS	改正	C3663-4	定格電圧450/750 V以下の ゴム絶縁ケーブル―第4部: コード及び可とうケーブル	Rubber insulated cables―Rated voltages up to and including 450/750V ―Part 4: Cords and flexible cables	この規格は、定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁編組付きコード並びに ゴム絶縁ゴム又は同等の合成エラストマーシース付きコード及び可とう ケーブルについて規定する。この規格で規定する全てのケーブルは、 JIS C 3663-1の該当要求事項及びこの規格の個別要求事項に適合し なければならない。	主な改正点は、次のとおり。 ①type53とtype57に4mm2 追加 3項 オーディナリリータフゴムシースコード:表3 4項 オーディナリークロロブレン又は同等の合成ゴムシースコード:表5 ②耐燃性試験 JISZ8031の6.6.7.3項「規格の引用」で法規を法規名、条項、番号で引用 しない[ほうが良い]との文章を受け 同様の規定がされているJIS C 3005の4.26.2 a)が適切であると判断す る。 3項 オーディナリークロロブレン又は同等の合成ゴムシースコード:表6 注 1) 5項 ヘビークロロブレン又は同等の合成ゴム可とうケーブル:表8 注1) 附属書 ③表の標記の見直し 表3～表10⇒表1～表8に変更		IEC 60245-4:2011, Rubber insulated cables―Rated voltages up to and including 450/750 V―Part 4: Cords and flexible cables(MOD)	一般社団法人日 本電線工業会	一般財団法人日 本規格協会
12	JIS	改正	C3667	定格電圧1 kV～30 kVの押 出絶縁電力ケーブル及びそ の附属品―定格電圧0.6/1 kVのケーブル	Power cables with extruded insulation and their accessories for rated voltages from 1 kV up to 30 kV―Cables for rated voltages of 0.6/1 kV	この規格は、配電ネットワーク及び産業用固定配線として用いる定格電 圧0.6/1 kVの押出固体絶縁電力ケーブルの構造、寸法、試験及び要求 特性について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ①絶縁材料をThermosetting(熱硬化性)からCross-linked(架橋性)に変更 ⇒常温架橋タイプ、電子線照射架橋タイプの絶縁材料の使用も可能とな る。 ②Lead sheath(鉛シース)がMetallic sheath(金属シース)に変更 ⇒鉛シースだけでなく、アルミなどの材料を使えるように変更する。		IEC 60502-1:2009, Power cables with extruded insulation and their accessories for rated voltages from 1 kV (Um=1.2 kV) up to 30 kV (Um=36 kV)― Part 1: Cables for rated voltages of 1 kV (Um=1.2 kV) and 3 kV (Um=3.6 kV) + Amendment 1:2009(MOD)	一般社団法人日 本電線工業会	一般財団法人日 本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年7月1日～令和2年7月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
13	JIS	改正	C4526-1	機器用スイッチー第1部:通則	Switches for appliances-Part 1: General requirements	この規格は、定格電圧480 V以下、定格電流63 A以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器、及び他の装置を制御するための機器用スイッチについて規定する。 機器用スイッチの操作方法を次に示す。 ーアクチュエータを介して人による操作 ー間接操作 ー検出ユニットによる操作 アクチュエータ又は検出ユニットとスイッチとの間の信号の伝送は、光、音、熱、電気又は他の関連する接続部によって接続されてもよく、遠隔制御ユニットも含まれる。 この規格は、スイッチの意図した動作及び／又は正しい動作のために必要な装置及び電子回路によって管理された追加の制御機能を内蔵する機器用スイッチにも適用する。 この規格は、開閉機能のために必要で、機器用スイッチとともに評価する回路にも適用する。 この規格は、一般的に次の一つ又は二つの規格と併せて機器用スイッチに適用する。 ーJIS C 4526-1-1 機械式スイッチの要求事項 ーJIS C 4526-1-2 電子式スイッチの要求事項 この規格は、次の規格の装置には適用しない。 ーJIS C 8281(全ての部) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ ーJIS C 9730(全ての部) 自動電気制御装置 この規格は、安全アイソレーション機能をもつスイッチ(IEC 60050-811:1991、811-29-17参照)に関する要求事項は含まない。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格構成を、①通則(この規格 C4526-1)、②機械式スイッチ(C4526-1-1)及び③電子式スイッチ(C4526-1-2)に分割し、適応範囲及び要求事項をそれに合わせて変更する。 ・分類(簡条7)について、水の浸入に対する保護等級(IPX8及びIPX9)を追加する。 ・表示及び文書(簡条8)について、汎用負荷(general purpose loads)を追加する。 ・端子及び端子部(簡条11)について、端子試験シーケンス(表5)を追加する。 ・絶縁抵抗及び耐電圧(簡条15)において、耐電圧試験の印加時間を5秒間から60秒間に変更する。 ・温度上昇(簡条16)において、温度上昇試験を追加する。 ・耐久性(簡条17)について、要求事項を削除し、C4526-1-1及びC45261-2に移管する。		IEC 61058-1:2016, Switches for appliances-Part 1: General requirements(MOD)	一般社団法人日本電気制御機器工業会	一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	C8105-1	照明器具ー第1部:安全性要求事項通則	Luminaires-Part 1: General requirements for safety	この規格は、電気光源(例 白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED光源などの電子発光体)を用いる照明器具であって、電源電圧が1 000 V以下で使用するものに適用する。この規格は、照明器具の分類、表示、機械的構造、電氣的構造及び光生物学的安全性に関する要求事項及び関連する試験について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・簡条0.2に、引用規格を追加する。 ・簡条3.2に、表示事項を追加する。 ・簡条3.3に、制御装置に関連するUout、Upなどの表示事項を追加する。 ・簡条4.14.1のクリップ取付照明器具に関する試験条件を変更する。 ・電源コードのについて規定する表5.1を変更する。 ・簡条5.4として、導体の断面積を減少するときの適合性を判定する試験に関する規定を追加する。 ・第11章(沿面距離及び空間距離)の内容を全面的に変更する(IEC 60664-1に対する整合)。 ・附属書U(耐インパルスカテゴリIIIを要求する場合の沿面距離及び空間距離)の内容を変更する。		IEC 60598-1:2014, Luminaires-Part 1: General requirements and tests(MOD)	一般社団法人日本照明工業会	一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	C8105-5	照明器具ー第5部:配光測定方法	Luminaires-Part 5: Gonio-photometric methods	この規格は、電気光源(白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LEDなどの電子発光体)用の一般用照明器具の配光特性及び光束の測定方法について規定する。 なお、照明器具の個別規格に測定方法を規定している場合は、個別規格による。 ここでいう一般用照明器具には、次のものは含まない。ただし、一般用照明器具以外の照明器具又は光源であってもこの規格の準用が可能な場合には、準用を妨げるものではない。 a)水中に没して使用するもの b)消防法による誘導灯器具 c)航空機の離着陸のための照明器具及び航空障害灯器具	主な改正点は、次のとおり。 ・被測定照明器具の周囲条件を追加する。 ・光束測定において、球帯光束の測定方法を追加する。 ・測定の不確かさに関する規定を追加する。		(無)	一般社団法人日本照明工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和2年7月1日～令和2年7月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
16	JIS	改正	C8282-2-5	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第2-5部: アダプタの個別要求事項	Plugs and socket-outlets for household and similar purposes―Part 2-5: Particular requirements for adaptors	この規格は、定格電圧が50 Vを超え440 V以下、定格電流が32 A以下で、接地極付き又はなしの家庭用及び類似用途の屋内又は屋外用の交流アダプタについて規定する。 この規格は、定格電圧が50 Vを超え250 V以下、定格電流が20 A以下の旅行用アダプタにも適用する(附属書AA参照)。 複数のプラグの同時接続を可能にしている旅行用アダプタは、この規格を適用しない。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(簡条1): 旅行用アダプタを追加する。 ・可搬形コンセントの構造(簡条14): 定格2.5A 以下のアダプタへ過電流保護装置の要求を追加する。 ・温度上昇(簡条19): JISC8282-1の図44の試験治具をして測定するよう変更する。 ・開閉容量(簡条20): 試験時の電圧(定格の1.1倍)、電流(定格の1.25倍)を追加する。 ・附属書AA: 旅行用アダプタの要求事項を参考に位置付にする。		IEC 60884-2-5:2017, Plugs and socket-outlets for household and similar purposes―Part 2: Particular requirements for adaptors(MOD)	一般社団法人日本配線システム工業会	一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	C8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ―第1部: 一般要求事項	Boxes and enclosures for electrical accessories for household and similar fixed electrical installations―Part1: General requirements	この規格は、屋内又は屋外用の家庭及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流1 000 V、直流1 500 V以下のボックス、エンクロージャ及びエンクロージャの一部(以下、ボックス及びエンクロージャという。)について規定する。 この規格は、周囲温度が通常40℃を超えない場所に使用するボックス及びエンクロージャに適用する。ただし、24時間の平均温度が35℃を超えず、下限温度が―5℃とする。 施工時の温度は、ボックス及びエンクロージャの分類に応じ、上記の温度範囲外であってもよい。 ボックス及びエンクロージャは、電気アクセサリの重要な部品であり、外部の影響(例えば、機械的な衝撃、固形物又は水の侵入)から電気アクセサリを保護する役割をもつ場合は、電気アクセサリの関連規格を適用する。 この規格は、次のものには適用しない。 ―ローゼット ―カブラを支える照明器具 ―JIS C 8471の規格群に規定するシステムで使用するために特別に製作されたボックス、エンクロージャ及びエンクロージャの一部で、これらのシステムの外側に取り付けられないもの。	主な改正点は、次のとおり。 ・簡条1 使用温度範囲の上限を35℃から40℃に変更。24時間の平均温度を35℃までに変更。 ・簡条7 分類に天然ゴム及び合成ゴムのボックス及びエンクロージャを追加。コンクリート埋設温度を細分化。中空壁に設置するボックス及びエンクロージャの固形物侵入保護を細分化。 ・簡条8 コンクリート埋設の温度細分化により、90℃のボックス及びエンクロージャの表示を義務化。固形物及び水の侵入保護によるIP4X、IPX2以上のボックス及びエンクロージャのIP表示を変更。 ・簡条15 耐熱性試験で、試料の厚みを2.0mmから2.5mmへ変更。	C8462-31	IEC 60670-1:2015, Boxes and enclosures for electrical accessories for household and similar fixed electrical installations―Part 1: General requirements(MOD)	一般社団法人電気設備学会	一般財団法人日本規格協会
18	JIS	改正	C61340-4-4	静電気―第4-4部: 特定応用のための標準的試験方法―フレキシブルコンテナの静電学的分類	Electrostatics―Part4-4: Standard test methods for specific applications―Electrostatic classification of flexible intermediate bulk containers(FIBC)	この規格は、危険な爆発性雰囲気での使用を意図し、0.25 m3～3 m3の容積をもつFIBCに対する要求事項について規定する。危険な爆発性雰囲気は、FIBCの内部にも外部環境にも存在する場合がある。また、危険な爆発性雰囲気は、FIBCの内容物によってもそれとは無関係の物質によっても形成される。 要求事項には、次のものを含む。 ―FIBCの分類及びラベル表示 ―内袋の分類 ―各タイプに対するFIBC及び内袋の要求仕様並びに試験方法 ―FIBC及び内袋の設計及び性能要求 ―可燃性粉じんが存在する又は存在することがある場所(IEC 60079-10-2)及びガスによる爆発性雰囲気(IEC 60079-10-1)で規定する、爆発危険区域として定義する様々なゾーン内で用いるFIBC(内袋との併用を含む。)の安全な使用方法 ―内袋の安全な使用方法	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(簡条1) 従来のFIBC及び内袋に加え、ラベル及び文書ポケットを評価対象に追加する。また、FIBCの使用範囲、ゾーン分類方法を追加する。 ・用語及び定義(簡条3) 多層材料(multi-layer material)の定義を追加する。 ・分類(簡条4) 内袋及びFIBCの接地方法を追加する。新しい内袋のタイプ(L1C)を追加する。また、タイプL1の本体と接地可能接続点との間の抵抗値を1.0×108Ω未満に変更する。 ・FIBCの安全な使用方法(簡条5) 帯電した導電性内容物から火花放電が発生することを追加する。 ・ラベル表示(簡条6) 本体と接地可能接続点との間の抵抗値が変更されたため、不要となった図2Aを削除する。 ・FIBCの要求事項(簡条7) タイプBには導電性材料を用いないことを追加する。タイプCでは接地可能接続点までの抵抗値を1.0×108Ω未満としMODとしていたが、国際規格の変更に伴いIDTとする。タイプCのつり具を導電性としてこと及び接地可能接続点としてもよいことを追加する。タイプDと内袋とを組み合わせた着火試験を追加する。 ・前処理、校正及び試験の環境(簡条8) 表面抵抗率試験における前処理等の環境条件を追加する。 ・試験手順(簡条9) 着火試験におけるコロナ荷電器の設計方法及び検証方法を追加する。 ・附属書JA(タイプCの接地可能接続点までの抵抗についての解説) 日本提案が認められ、対応国際規格に盛り込まれたため削除する。		IEC 61340-4-4:2018, Electrostatics―Part 4-4: Standard test methods for specific applications―Electrostatic classification of flexible intermediate bulk containers (FIBC)(MOD)	一般財団法人日本電子部品信頼性センター	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

- 注記
- 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年7月1日～令和2年7月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
19	JIS	改正	S3012	家庭用ほうろう器具（追補1）	Vitreous and porcelain enamelled household warers of sheet steel	この規格は、一般に家庭で用いる素地材料が鋼板製のほうろう器物（以下、器物という。）について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 9.11.1 鍋の耐食性試験 「鍋の耐食性試験は、JIS R 4301の5.7（煮沸くえん酸試験）による。」に、「ただし、沸騰時間は6時間とする。」を追加する。		（無）	一般社団法人日本珪瑯工業会 一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	Z3141	重ねシーム溶接継手の試験方法 （現行名称：シーム溶接継手の試験方法）	Method of tests for lap seam welded joints （現行名称：Method of test for seam welded joints）	この規格は、板厚0.3 mm～3.2 mmの金属材料（極低炭素鋼、低炭素鋼、ステンレス鋼、アルミニウム及びアルミニウム合金並びにチタン及びチタン合金）の重ねシーム溶接継手の試験方法について規定する。この規格で規定する試験方法の種類は、外観試験、漏れ試験、機械式ピール試験、たがね試験、断面試験及び非破壊試験とする。なお、鋼材にはめっき鋼板を含む。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲（簡条1）：試験結果の信頼性を確保するために適用できる金属材料の種類を特定するとともに、適用する試験の種類と方法を適用範囲に記載する。 ・試験方法（簡条2）としては、近年の技術開発と作業実績の変遷を踏まえて、外観試験及びたがね試験並びに非破壊試験を追加する。 ・試験の種類（簡条3）：記載順序を最新のJIS規格作成指針等と整合させたため、試験の種類は適用範囲に移し、従来の試験の種類は削除する。 ・試験材及び試験片の寸法（簡条4）：外観試験及びたがね試験に用いる試験片を追加する。また、ピール試験は定量的な計測を行う必要性を明確にするために機械式ピール試験と名称を変更する。 ・試験片の個数（簡条5）：外観試験及びたがね試験並びに非破壊試験に対する試験片の数を追加する。 ・試験方法（簡条6）：試験方法だけでなく、試験結果の判定方法も明示する形に記述する。 ・記録（簡条7）：追加した試験方法の表示を追加するとともに、試験担当者の氏名と所属を明示的に標記する形に改正する。		（無）	一般社団法人日本溶接協会 一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	Z8732	音響－音圧法による騒音源の音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルの測定－無響室及び半無響室における精密測定方法	Acoustics — Determination of sound power levels and sound energy levels of noise sources using sound pressure — Precision methods for anechoic rooms and hemi-anechoic rooms	この規格は、自由音場の条件を満たす無響室又は半自由音場の条件を満たす半無響室を用いて、機械類、装置類などの騒音源が発生する1/3オクターブバンドの周波数帯域ごと及びA特性周波数重み付けをした音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルの測定方法について規定する。 この規格に規定する方法は、ISO 12001:1996に規定されている全ての騒音の種類（定常性、非定常性、変動性、単発性など）に適用可能である。 この規格による測定の対象とする周波数範囲は、一般的な測定では中心周波数が100 Hzから10 000 Hzまでの1/3オクターブバンドの範囲である（3.11参照）。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格題名を「音響－音圧法による騒音源の音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルの測定－無響室及び半無響室における精密測定方法」に変更する。 ・試験室（無響室及び半無響室）の性能評価における拡散減衰法に基づく評価式を変更する。 ・試験室内の暗騒音の条件として、絶対値による基準を新たに規定する。 ・基準の気象条件（23℃、1気圧）を規定し、この条件下における音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルへ換算するために、気象補正項を含む新たな算出式を規定する。 ・気象観測用機器（温度計、気圧計、湿度計）の要求事項を新たに規定する。 ・追補1に含まれる測定に使用する無響室及び半無響室の性能評価に係る新たな手順を規定する。 ・測定の不確かさに関して、測定法自体による不確かさと測定対象騒音源からの音の放射の変動による不確かさに分類し、評価方法を詳細に記述する。		ISO 3745:2012 / Amd.1:2017 , Acoustics—Determination of sound power levels and sound energy levels of noise sources using sound pressure — Precision methods for anechoic rooms and hemi-anechoic rooms (MOD)	一般社団法人日本音響学会 一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	Z8734	音響－音圧法による騒音源の音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルの測定－残響室における精密測定方法	Acoustics — Determination of sound power levels and sound energy levels of noise sources using sound pressure — Precision methods for reverberation test rooms	この規格は、残響室を用いて、定常性の騒音を放射する騒音源の音響パワーレベル及び単発性の騒音を放射する騒音源の音響エネルギーレベルの測定方法について規定する。 この規格で規定する方法は、ISO 12001:1996に規定されている全ての騒音の種類（定常性、非定常性、変動性、単発性など）に適用可能である。 残響室を用いる音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルの測定方法には、直接法及び比較法があり、この規格では、これら二つの方法の測定及び計算の手順を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格題名を「音響－音圧法による騒音源の音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルの測定－残響室における精密測定方法」に変更する。 ・試験室内の暗騒音の条件として、絶対値による基準を新たに規定する。 ・音響エネルギーレベルの測定方法を参考附属書から本体に移行し、測定の手順を詳細に規定する。 ・基準の気象条件（23℃、1気圧）を規定し、この条件下における音響パワーレベル及び音響エネルギーレベルへ換算するために、気象補正項を含む新たな算出式を規定する。 ・測定の不確かさに関して、測定法自体による不確かさと測定対象騒音源からの音の放射の変動による不確かさに分類し、評価方法を詳細に記述する。		ISO 3741:2010 Acoustics — Determination of sound power levels and sound energy levels of noise sources using sound pressure — Precision methods for reverberation test rooms (MOD)	一般社団法人日本音響学会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
1: 意見及び異議受付期間は、令和2年7月1日～令和2年7月30日
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3: 区分bは、制定、改正の別を記載
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格 番号等	JIS規格原案等の 名称	JIS規格原案等の 英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に 伴う廃止JIS	対応する国際規格番号 及び名称	原案作成者	
23	JIS	改正	Z8739	音響－音響パワーレベルの 測定に使用する基準音源の 性能及び校正に関する要求 事項	Acoustics — Requirements for the performance and calibration of reference sound sources used for the determination of sound power levels	この規格は、基準音源の音響性能を表す音響パワーレベルの時間定常性(安定度)、スペクトル特性及び指向特性に関する要求事項について規定する。 この規格では、基準音源の1/3オクターブバンド、オクターブバンド及びA特性周波数重み付けをした音響パワーレベルを、箇条4に規定する基準気象条件における値で表示することを規定し、その不確かさについても評価の方法を示す。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格題名を「音響－音響パワーレベルの測定に使用する基準音源の性能及び校正に関する要求事項」に変更する。 ・基準の気象条件(23℃、1気圧)を規定し、この条件下における基準音源の音響パワーレベルを求めるために、気象補正項を含む新たな算出式を規定する。 ・低周波数域(50 Hz、63 Hz及び80Hzの1/3オクターブバンド)における基準音源の音響パワーレベルの校正方法として、音響インテンシティ法を適用する方法を新たに規定する。		ISO 6926:2016 Acoustics — Requirements for the performance and calibration of reference sound sources used for the determination of sound power levels(IDT)	一般社団法人日本音響学会	一般財団法人日本規格協会